

浜名湖転覆事故で書類送検

安全対策さらに

元校長らの6人過失重く

記 西野 友章

細江署と県警捜査一課が元所長の他当時の県教育課長と同課青少年半育成指導担当の主任。指定管理者の小学館集英社プロダクションの社員、章南中の元校長の5人です。県警は、県教委の職員とプロダクション社員の計3人が、同社市邸管理を始めた10年4月から事故当日まで、訓練の実施判断基準や緊急時の対応を定めたマニュアルを作成せず管理責任を怠ったと判断しました。

校長ら残り3人は訓練実施の是非を判断する義務がありながら、天候悪化が予想された当日に、漫然と訓練を実施させた過失を重く見て、送検対象にしました。

事故は校外学習に来ていた章南中1年生18人と教員2人の計20人が乗った手こぎボートが荒天で動けなくなりました。救助のため元所長がモーターボートでカッターボートをえい航した際に転覆し、花菜が水死しました。

対応策の確立必要 安部教育長

県教委の安部徹教育長は12日午後、県庁での取材に「事故で亡くなった西野花菜さんのご冥福をあらためてお祈り申し上げます。県職員らが書類送検されたことは重く受け止めている」と述べました。

安部教育長は事故を振り返り「マニュアルの整備や当日の天候の判断などいろいろ要因が複合して起こったと思う」と指摘。「こういう事故を二度と起こさないことが責務であり使命」と強調し、より具体的に実践的な対応策の確立が必要との認識を示しました。

一方、今後のカッターボート訓練は「三ヶ日青年の家の特色を生かした目玉のメニュー。将来的には再開していきたい」と述べました。

指定管理者の小学館集英社プロダクション

は、「個人の責任として思っておらず、運営会社としての責任を痛感している。(安全対策の)マニュアルは完成しているが、満足することなく、二度と事故を起こさないよう検証と改良を重ねていく。」と話しています。

県警 学校側の責任追及

「沖の白波見ても中止検討せず」

体験学習での活動に対して学校がどこまで介入し、責任を負うのか。国の安全運輸委員会は学校側の責任には触れなかったが、静岡県警は校長の責任を追及しました。教育関係者は立件で学校側が委縮し生徒の活動が狭められることを懸念する一方、安全を確保する立場の責任をあらためて問う流れに期待の声もあります。運輸安全委員会の事故調査報告書によりますと、学校側は事前に施設側から「雷でなければ雨でもやる」と説明され、前日と当日にも確認しました。当時の校長も当日、教諭から訓練を実施するとの報告を受けて了承。一方で湖の沖に「白波が立つような様子」を見ていました。

県警は、安全を確保する立場だった元校長が、気象状況を検討し、実施するかどうかの協議を「ほとんどしていなかった」と判断しました。

大東文化大の中村正雄教授(安全教育)は、専門施設の判断に反することの難しさに理解を示したうえで「最終的には校長が実施を受け入れた。責任が全くないわけではないと感じる」と話します。

日本スポーツ振興センターによると、2005〜2010年度に災害給付制度の対象となった事例で、校外での課外指導で死亡した中学生は20人にのぼります。

01年には野外活動中で雨中にハイキングをしていた愛知県内の中学生が落石で死亡。当時の校長らが業務上過失致傷容疑で書類送検されましたが、不起訴処分となりました。

1996年、クラブ活動のサッカー大会で落石に遭った高知市の高校生に重度障害が残った事故の訴訟では、学校側の責任を認められた判決が確定しました。

教育現場のリスク認知に詳しい専門家は「指導者（学校）側に厳しい状況にある。ただ実際、学校の管理下で死亡する事例は珍しくなく、学校もすっかりとした意識をもってほしい」と話していました

【2013年2月13日中日新聞参照】



施設の管理責任も重視

県教委元課長ら書類送検

記 西野 友章

浜松市の浜名湖で2010年6月、訓練中のカッターボートが転覆し、愛知県豊橋市立章南中1年の私の娘西野花菜（当時12）が水死した事故は、県警が12日、県教委の元課長ら6人を業務上過失致死容疑で静岡地検浜松支部に書類送検したことで一つの節目を迎えました。県警は、訓練の当事者だけでなく、県教委や指定管理者の管理・運営責任にも踏み込み、安全管理のあり方に警鐘を鳴らしました。

発表によると元課長ら3人は訓練の安全確保をし、事故防止策を講じる注意義務を怠り、

元所長や校長ら3人は、大雨や強風、波浪注意報などが出て荒天が予想されたのに、注意義務を怠って漫然と訓練を実施し、花菜を死亡させた疑いです。

県警の捜査は、事故発生から2年8カ月に及びました。訓練の当事者だった所長らのほか、気象注意報発令時の訓練中止基準がないなど、不十分なマニュアルしか作成されていなかった県教委などにどこまで責任を問うかが焦点でした。ある県警幹部は「現場の責任だけを問うなら、捜査は1年もかからなかった」と指摘。別の捜査幹部は「施設の運営が指定管理者に任せきりになってしまうことへの警鐘を鳴らす意味もある」と説明しました。国の安全委員会は2012年1月に事故報告書で、小学館集英社プロダクションや県教委に訓練の改善を求める勧告を行いました。これを受け、同社は今年1月までに、気象注意報発令時の訓練中止基準や緊急時の対応マニュアルを策定、県教委もこれまで行っていなかったえい航訓練を同社に実施させることを決めました。

青年の家では現在、宿泊事業やハイキング、サイクリングなど陸上での訓練は行っていますが、ボート訓練は中止したままで、再開のめどは立っていません。

私たち両親は12年5月、豊橋市や小学館集英社プロダクション、静岡県に計6800万円の損害賠償を求めて名古屋地裁豊橋支部に提訴しましたが、同12月までに和解が成立しました。

西野さんの父「再発防止、きちんと」

書類送検を受け、私は12日愛知県豊橋市役所で記者会見し、「豊橋市は市や学校に法的責任はないと、あいまいな姿勢に終始してきた」と批判。「書類送検で、ことうたがいはもう出来ないだろう。今後は再発防止にきちんと取り組んでほしい」と訴えました。

これに対し、豊橋市の加藤正俊教育長は「内容を確認しておらず、コメントできない」としています。

一方、静岡県安倍徹教育長は「重く受けとめている。設置者として何をしなければならぬか、書類送検された内容を踏まえ、再確認する必要があると思っている」と話し、施設元所長は取材に「事故については申し訳なく思っており、今後も捜査に協力していく」と言葉少なに語りました。

小学館集英社プロダクションは「個人の責任ではなく、会社としての責任を痛感している。今後も会社全体で対応したい」とコメントしました。

【2013年2月13日読売新聞参照】



市、市教委と市議会

改めて問われる姿勢

避けてきた元校長への責任追及

豊橋章南中ボート事故

静岡県警は書類送検

記 西野 友章

浜名湖で2010年6月、訓練中にカッターボートが転覆して、豊橋市章南中学1年の私の娘西野花菜(当時12)が水死した事故で、静岡県警は当時の中学校長ら6人を業務上過失致死容疑で書類送検しました。花菜の死を巡っては豊橋市、同市教委、同市議会はいずれも校長の責任追及を避けてきました。その姿勢が改めて問われそうです。

豊橋市は昨年12月、私たちが起こした民事

訴訟で和解勧告に応じて謝罪しましたが、それまで佐原光一市長は「学校行事の運営は市教委の業務。校長の人事権も県教委が掌握。市は責任の負う立場にない」と繰り返してきました。

市教委も遺族の要望を聞き入れる形で、事故報告書を作成しましたが、報告書には花菜が死亡した具体的な経緯は触れませんでした。

具体的には、えい航されたボートが転覆して花菜が湖面に放り出された後、教諭らが花菜の安否をどのように把握し、どのような行動を取ったかは一切、触れていませんでした。

安全配慮義務に関しても、当初は「三ヶ日青年の家が求めなかったので、乗船名簿は提出しなかった」「学校側が訓練中止を言い出すこともできたが、経験豊富な所長が決行を主張したので従った」などとして責任を回避してきました。

一方、市議会も私たちが市民の署名を添えて、「市議会です独自の調査を」と要望しましたが、が応じませんでした。

私は九州の出身で、仕事の関係で豊橋に来ました。私は再三にわたり「この地方は何事においても主體的に責任を取ることが少ない」として、「今後のためにも、市や市教委の責任を追及しなければ」と話しました。

今回の送検に関し、市教委はいまのところ沈黙を続けています。

【2013年2月14日東愛知新聞参照】

